

■ 税制改正(令和8年度からの変更点)

1 給与所得控除の見直し

給与収入から給与所得を算出する際に、給与収入から控除する「給与所得控除」について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられ、給与収入金額190万円まで給与所得控除額が65万円となります。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	給与収入×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	給与収入×30%+8万円	
190万円超	改正なし	

(注釈) 給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前: 55万円)に引き上げられます。

2 各種扶養控除に係る所得要件の引き上げ

令和8年度市民税・県民税から、各種控除における所得要件等が変更されます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等		
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等		
勤労学生等の合計所得金額	75万円	85万円

3 特定親族特別控除の創設

年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の生計を一にする親族(特定親族)がいる場合、新たに特定親族特別控除が受けられます。特定親族特別控除は、下表のとおり特定親族の合計所得金額に応じて控除額が連減します。

(注釈) 配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

■ 市民税・県民税の非課税基準

次のいずれかに該当する方は非課税となります。

- その年の賦課期日(1月1日)現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - その年の賦課期日現在、障がい者・未成年者・寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である方
- また、次に該当する場合には均等割又は所得割が非課税となります。

○均等割非課税

合計所得金額(※1)が次の計算式で求められた金額以下の方

$$35\text{万円} \times \left[\left(\begin{array}{c} \text{同一生計配偶者} \\ \text{及び} \\ \text{扶養親族の人数} \end{array} \right) + 1 \text{【本人】} \right] + 10\text{万円} + 21\text{万円} \text{ (同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合に加算)}$$

○所得割非課税

総所得金額等(※2)が次の計算式で求められた金額以下の方

$$35\text{万円} \times \left[\left(\begin{array}{c} \text{同一生計配偶者} \\ \text{及び} \\ \text{扶養親族の人数} \end{array} \right) + 1 \text{【本人】} \right] + 10\text{万円} + 32\text{万円} \text{ (同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合に加算)}$$

※1 合計所得金額とは、

事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)及び総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額の合計に退職所得金額、山林所得金額、分離課税所得(特別控除前)金額を加算した金額(ただし、繰越控除の適用を受けている場合には適用前の金額)

※2 総所得金額等とは、

事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)及び総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額の合計に退職所得金額、山林所得金額、分離課税所得(特別控除前)金額を加算した金額(ただし、繰越控除の適用を受けている場合には適用後の金額)

■ 税率表及び税額控除一覧表（令和8年度）

1 所得割の税率

市 民 税	県 民 税
6%	4.025%※

2 均 等 割 額

市 民 税	県 民 税
3,000円	1,300円※

※県民税について水源環境保全税として所得割に0.025%、均等割に300円超過課税されています。

3 森林環境税 1,000円

4 税額控除(調整控除)

合計課税所得金額(課税総所得金額+課税山林所得金額+課税退職所得金額)が200万円以下の方

次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の方

① の金額から② の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%県民税2%)に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
障害者控除	普 通	1万円					
	特 別	10万円	配偶者控除	一 般	5万円	4万円	2万円
	同居特別	22万円		老 人	10万円	6万円	3万円
寡 婦 控 除		1万円	特別配偶者控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
ひとり親控除	男 性	1万円		50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
	女 性	5万円	扶 養 控 除	一 般	5万円	老人	10万円
勤労学生控除		1万円		特 定	18万円	同居老親等	13万円

5 税額控除(配当控除)

種 類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証 券 投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

6 税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成24年から令和7年12月末までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、入居日に応じて(1)(2)のいずれか少ない額に下表の割合を乗じて得た金額

【平成26年3月末までに入居の方、下記の特典取得に該当しない方】

(1) 下記①から②を控除して、所得税から控除しきれなかった金額

(2) 前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5%(最高97,500円)

【平成26年4月1日以降令和3年12月末までに入居で特定取得(消費税率が8%又は10%が適用される住宅取得)に該当する方】

(1) 下記①から②を控除して、所得税から控除しきれなかった金額

(2) 前年分の所得税に係る課税総所得金額等の7%(最高136,500円)

【令和4年1月1日から令和7年12月末までに入居の方】

(1) 下記①から②を控除して、所得税から控除しきれなかった金額

(2) 前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5%(最高97,500円)

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額

② 前年分の所得税額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

7 税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

8 税額控除(寄附金税額控除)

基本控除と特例控除の合計額です。

控除対象となる寄附金

① 都道府県、市区町村(特例控除対象)に対する寄附金

② 都道府県、市区町村(特例控除対象外)、神奈川県共同募金会又は日本赤十字社神奈川県支部に対する寄附金

③ 神奈川県又は平塚市の条例で指定した団体に対する寄附金

基本控除

前年中に上記の寄附金を支出した合計額(合計額が総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の30%を超える場合には、当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の6%(市民税分)、4%(県民税分)に相当する金額

特例控除

① の寄附金の額の合計が2千円を超える場合は(①-2千円)×(90%-所得税の税率×1.021)の5分の3(市民税分)、5分の2(県民税分)に相当する金額(所得割額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)ただし、総務大臣が指定した地方団体への寄附のみを対象とする。

※ワンストップ特例制度に該当する場合、上記に加え所得税控除相当分が市民税・県民税から控除されます。

9 分離課税等の税率

(1) 長期譲渡所得

区 分	市民税	県民税
課税長期譲渡所得	3.0%	2.0%

(2) 優良住宅地等に係る長期譲渡所得

	課税長期譲渡所得金額	市民税	県民税
①	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
②	2,000万円超える部分	3.0%	2.0%

(3) 居住用財産に係る長期譲渡所得(軽課)

	課税長期譲渡所得金額	市民税	県民税
①	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
②	6,000万円超える部分	3.0%	2.0%

(4) 短期譲渡所得

	課税短期譲渡所得	市民税	県民税
①	国等に対する譲渡	3.0%	2.0%
②	① 以 外 の 譲 渡	5.4%	3.6%

(5) 株式等に係る譲渡所得

	株式等に係る課税譲渡所得	市民税	県民税
①	上場株式等・特定公社債等	3.0%	2.0%
②	非上場株式等・一般公社債等	3.0%	2.0%

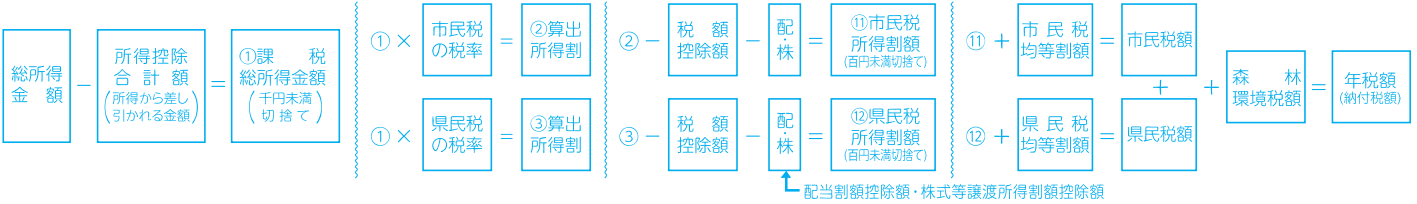
(6) 上場株式等に係る配当所得等

区 分	市民税	県民税
上場株式等に係る課税配当所得等	3.0%	2.0%

(7) 先物取引に係る所得

区 分	市民税	県民税
先物取引に係る課税雑所得等	3.0%	2.0%

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税の計算方法(総合課税) ※分離課税等に係る所得は、P.7 9分離課税等の税率を御確認ください。



課税総所得の計算

収入金額 - 必要経費 = 総所得金額 - 所得控除合計額 = ① 課税総所得金額

算出所得割の計算

市民税 ① × 6% = ② ※2

県民税 ① × 4.025% ※1 = ③ ※2

※1 4.025%のうち、0.025%は水源環境保全税としての上乗せ分です。 ※2 ②・③(算出所得割額)は1円未満端数切捨てとなります。

調整控除計算

○この表は、「人的控除額の差の合計額」を計算するものです。それぞれの金額と該当数を掛け算して、合計を計算してください。
なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。 単位:万円

控除の種類(本人)	金額	該当数	計	控除の種類(扶養)	金額	該当数	計
基礎控除	5	1	5	配偶者控	5 ※1 / 4 ※2 / 2 ※3		
障害者控	一般 1 特別 10			扶養控除	老 人 10 ※1 / 6 ※2 / 3 ※3		
寡婦控除	1			一 般 5			
ひとり親控除	男性 1 女性 5			特 定 18			
勤労学生控除	1			老 人 10			
合 計		④		同居老親等 13			
				普 通 1			
				障 害 者 控 除 特 別 10			
				同 居 特 別 22			
				合 計		⑤	

※1 納税者本人の合計所得金額が900万円以下のとき。
※2 納税者本人の合計所得金額が900万円超 950万円以下のとき。
※3 納税者本人の合計所得金額が950万円超 1,000万円以下のとき。

人的控除額の差の合計額 ④ + ⑤ = ⑥

1. 合計課税所得金額⑦※が200万円以下の場合

※合計課税所得金額…課税総所得金額①+課税山林所得金額+課税退職所得金額

市民税調整控除 ⑦ ⑥ × 3% = ⑧

県民税調整控除 ⑦ ⑥ × 2% = ⑨

⑦と⑥のうち、小さい方の金額

2. 合計課税所得金額⑦が200万円超の場合

⑥ - ⑦-200万円 = ⑩ 5万円未満の場合は5万円

市民税調整控除 ⑩ × 3% = ⑧

県民税調整控除 ⑩ × 2% = ⑨

所得割の計算

市民税 ② - ⑧ - (市民税税額控除 配当割・株式割) = ⑪ (百円未満端数切捨て)

県民税 ③ - ⑨ - (県民税税額控除 配当割・株式割) = ⑫ (百円未満端数切捨て)

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、⑧と⑨に0を入れてください。

年税額 ⑪ + ⑫ + 4,300 + 1,000 = 年税額

市民税均等割額 3,000円
県民税均等割額 1,300円

○県民税均等割のうち、300円は水源環境保全税としての上乗せ分です。

○普通徴収による納期は、第1期6月・第2期8月・第3期10月・第4期12月(税額5,300円以下は6月)で、納期限は納期の末日(第4期の末日は12月28日)です。
ただし、納期の末日が金融機関の休業日の場合は翌日以降の直近の営業日となります。4期の場合は1月4日以降の直近の営業日となります。